

## 利根大堰下流の土砂採取工事による大規模自然破壊 と税金の無駄使いに関する公開質問状(回答)

2008年4月9日付け「利根大堰下流の土砂採取工事による大規模自然破壊と税金の無駄使いに関する公開質問状」につきまして、以下のとおり回答致します。

### 1. 「改正河川法に示された治水・利水・環境のバランスを一方向的に欠いた「治水優先・環境無視」の工事について」のご質問について

利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川であり洪水氾濫等による災害から貴重な生命財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、治水対策を講じて行く必要があります。そのためには、ダムや遊水地等の洪水調節施設の整備と堤防などの河道整備を行うとともに、洪水の発生により攪乱、浸食、堆積等常に変化する河道を適切に維持管理することにより、洪水の氾濫を未然に防ぐ必要があります。

また、利根川の有する広大な水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育むうえで重要であると認識しています。

河川整備にあたっては、これまでも平成9年の河川法改正により河川環境の整備と保全が目的に明記された状況を十分に踏まえて治水・利水・環境のバランスを考慮して河川整備を進めてまいりましたし、今後もこの考えに変わりはありません。

### 2. 「オギ原の再生地で再度の掘削を進める真の理由について」のご質問について

利根大堰は、首都圏の水道用水等を安定的に取水するために設置されたものです。この付近は川幅も広く州が発達しやすい区間であり、堰の下流部では、左岸側に土砂が堆積しやすく、河川の流心が右岸側に偏っている状況にあります。

このため、洪水時には右岸側に偏流が発生し危険な状態となるため、洪水の度に左岸側に堆積していく土砂を早めに掘削し、洪水氾濫を未然に防ぐ必要があります。

従って、洪水時には流心を中央部に誘導するよう、左岸側の高水敷は極力低く抑え維持したいと考えており順次掘削する予定としています。

この時、河川の自然環境の観点から湿地環境が創出されるような高さとして河川の平水位程度の掘削としました。

一方、掘削した土砂を大量に処分することも困難であるため、築堤工事等への需要が発生する時期に合わせて掘削を進めることが実状となっています。

当地に堆積した土砂は河川の平常時の水面より4～5mも高く、一度に深く掘ると土砂の含水比が高く、そのまま築堤に使用できないことや周辺環境への大きな変化を与えないよう、深さ2mずつ2～3回に分けて掘削しなければならない状態にありま

した。このような状況を踏まえ、基礎調査や専門家の意見に基づいて、平成19年度に掘削した箇所を例にあげると、以下の手順で工事が進められました。

①平成16年度より、まず上層約2mの堆積土砂を築堤工事等に必要な土量だけ掘削し、表土を埋め戻しました。

①その後下流に向かって同様の掘削を行った後、再び約2mの深さで掘削を行いました。これにより、高水敷は河川の平水位に近い高さまで下がり、増水の度に頻繁に冠水し湿地状態に変化することが予想されたことから、表土の埋め戻しは行いませんでした。

工事の趣旨と進め方等については、環境の専門家や近隣地域の皆様へお示しご理解をいただきながら進めるべきでありましたが、意図をお伝えできなかったことについては配慮が足りず反省しております。今後掘削を進める際には、できるかぎり治水と環境のバランスを図り、環境の専門家や近隣地域で永年、利根川に親しんでこられた方々等のご意見を十分お聞きして、工事の趣旨と予定等をできるだけ関係者に情報提供しながら取り組んでまいりたいと思います。

### 3. 「税金の無駄遣いに関する説明責任について」のご質問について

工事は前述の通り、掘削した土砂が築堤土として適しているかどうか（土砂の含水量等）を判断し、作業の効率性や周辺環境への配慮の観点から、段階的に施工してきました。

掘削表土は、一般には築堤土として使用できないことから、別途処分する必要がありますが、段階的に掘削する場合でも、掘削跡地に雑草等が発生するため、その都度表土の剥ぎ取りが必要となるのが一般的です。

平成16年度からの掘削では、オギ等の在来種を優先させ外来種を抑制することを期待し、表土の処分を兼ねてオギ等の地下茎が混入する表土の埋め戻しを行いました。が、平成19年度の掘削においても、この埋め戻しの有無にかかわらず、その都度表土の剥ぎ取りを実施することとなるため、費用の負担増とはなっておりません。

また、環境調査についても、各掘削段階において植生等の状況を把握し、変遷、復元状況等を追跡調査することは、当地区の今後の環境対策立案の参考となることはもとより、今後同様の環境対策の重要な資料になると考えております。

### 4. 「信頼性の低い環境調査の結果と情報開示について」のご質問について

当該地区の環境調査は、平成15年度から平成18年度にかけて毎年度実施致しました。

各年度の調査会社は平成15年度と平成18年度は同じ会社で実施致しましたが、その他の年度は異なる会社が実施しております。これは、現在の公平な入札制度上の結果からこのような形となりました。

ご指摘頂いた異なる調査会社などによる調査結果の信頼性につきましては、私どもとしては信頼性に問題はない結果と考えております。ただし、調査時期や調査規模等の差などから、貴殿が調査した結果と差が生じたものと考えられますが、今後湿地の再生等を図るために、貴殿の調査結果も参考にいたしたいと考えております。

なお、報告書の情報開示につきましては、所定の手続きを踏んで頂ければ適切に対応致します。

#### 5. 「利根川上流河川事務所が表明した「湿地再生対策」の概要提示について」 のご質問について

私どもでは、従来から河川水辺の国勢調査の結果等を基に河川の自然環境の把握に努めてまいりました。そのなかで、現状の課題となる点としては、侵略的な外来種の侵入や植生の単調化などが上げられます。そのため、治水上必要となる河道内の掘削を行うにあたっては、目指す湿地や植生の再生・創出に関し、近隣住民の皆様をはじめ、アドバイザーのご意見等を十分に踏まえながら進めてまいります。

具体的方策としては、以下のとおり進めていきたいと考えております。

- ・掘削箇所及び周辺の植生状況等がどのように成立し分布しているかの傾向を把握するための事前によく環境調査を行う。
- ・掘削等の工事に伴い、急激な環境変化が生じないような段階的に掘削を行うなど施工手順を工夫する。
- ・環境調査等の結果や今までの知見を活かし、多様な植生や湿地を再生・創出するために掘削形状に変化をつけるなど施工方法を工夫する。
- ・掘削後も再び洪水により堆積する土砂の状況を定期的に点検し、河道維持が必要と判断した場合には、上記の点に配慮しながら掘削を行う。

#### 6. 「利根川水系河川整備計画に関する私たちとの話し合いの可否について」 のご質問について

利根川水系については、1都5県にわたり流域面積が広く、河川や地域の特性に応じ多様な意見もあることから、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧にご意見を伺うことができるように、インターネットやはがきによる意見募集や、流域を本・支川毎に5ブロックに分け、各ブロックごとに複数の会場を設けて皆様のご意見を伺ってきました。頂いたすべてのご意見等に対しては、河川管理者としての考え方をお示しているところですが、これからもこのような取り組みを通じて、できるだけ多くの皆様から幅広く丁寧にご意見を伺いながら検討を進める所存です。